

社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県内の社会福祉施設等が物価高騰の影響を受けながらも安定的なサービス提供を継続できるよう、社会福祉施設等価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、長野県内に所在する別表1に定める施設・事業所（以下「施設等」という。）の設置者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象外とする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 県税の滞納がある者
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) その他知事が適当でないと認める者

(支給金額)

第3条 支給金額は、別表2に定めるとおりとする。

(支援金の支給回数)

第4条 支援金の支給は、1施設等につき同一の支援期間において1回に限る。なお、支援期間は別に定める。

(支援金の支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(支援金の支給)

第6条 知事は、前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、支給を決定したときは、社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことを決定したときは、社会福祉施設等価格高騰対策支援金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(支給決定の取消し)

第7条 知事は、支援金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第8条 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金を支給しているときは、返還を命ずるものとする。

(検査及び報告等)

第9条 知事は、支援金の適切な支出のため、必要に応じて申請者又は支援金の支給を受けた者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

(関係書類の保管)

第10条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の支給年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱の規定にない事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年11月14日4健福政第205号)

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。

附 則 (令和5年2月16日4健福政第261号)

この要綱は、令和5年2月16日から施行する。

附 則 (令和5年8月22日5健福政第140号)

この要綱は、令和5年8月22日から施行する。

附 則 (令和7年3月5日6健福政第226号)

この要綱は、令和7年3月5日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

1 区分		2 施設等 ^{※1※2}
高齢者福祉施設 ^{※3※4}	入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（併設型、単独型に限る。）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション（医療みなしを除く。）
	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション（医療みなしを除く。）、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援
障がい福祉施設 ^{※3※5}	入所系	施設入所支援、共同生活援助、医療型障害児入所施設
	通所系	生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所（併設型、単独型に限る。）
	訪問系①	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
	訪問系②	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
保護施設 ^{※6}	入所系	救護施設
	通所系	社会事業授産施設
医療機関 ^{※7}		病院、医科診療所（有床・無床）、歯科診療所
助産所 ^{※8}		—
薬局 ^{※7}		—
施術所（柔道整復） ^{※9}		—
施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう） ^{※9}		—
歯科技工所 ^{※10}		—
普通公衆浴場 ^{※11}		—

※1 光熱費、食材費、ガソリン代について原油価格等の高騰の影響を受けていること。

※2 申請日時点で休止中でなく、また、支援期間において休止又は廃止の予定がないこと。

※3 共生型の事業所は、本体事業所の指定を受けている区分で申請すること。

※4 令和7年1月1日時点で、介護保険施設、介護保険サービス事業所又は軽費老人ホームであること。

※5 令和7年1月1日時点で、障害福祉サービス等の指定を受けている施設等であること。

- ※6 令和7年1月1日時点で、救護施設にあっては開設の認可を受け、社会事業授産施設にあっては開設の届出を行い、又は許可を受けていること。
- ※7 令和7年1月1日時点で、病院、医科診療所及び歯科診療所においては保険医療機関、薬局においては保険薬局であること。
- ※8 令和7年1月1日時点で、開設の届出をしている又は開設の許可を受けていること。
- ※9 令和7年1月1日時点で、開設の届出をしている施術所であって、かつ、受領委任取扱い施設の指定を受けていること。
- ※10 令和7年1月1日時点で、開設の届出をしていること。
- ※11 令和7年1月1日時点で、物価統制令（昭和21年3月3日号外勅令第118号）により入浴料金の統制を受けている普通公衆浴場であって、かつ、営業の許可を受けていること。

別表 2（第 3 条関係）

別表 1 の第 1 欄に掲げる区分		支給金額（1 施設等あたり）	
		基準単価	加算額 ^{※1}
高齢者福祉施設	入所系（併設型短期入所生活介護）	— ^{※2}	7 千円×利用定員 ^{※3}
	入所系（上記以外のサービス）	120 千円 ^{※4}	7 千円×利用定員 ^{※3}
	通所系	60 千円	（2 千円×利用定員） +20 千円
	訪問系	20 千円	20 千円
障がい福祉施設	入所系	120 千円	7 千円×利用定員
	通所系（生活介護、療養介護及び短期入所）	60 千円	（2 千円×利用定員） +20 千円
	通所系（上記以外のサービス）	60 千円	20 千円
	訪問系① ^{※5}	20 千円	20 千円
	訪問系② ^{※5}	20 千円	20 千円
保護施設	入所系	120 千円	7 千円×利用定員
	通所系	60 千円	20 千円
医療機関	病院 医科診療所（有床）	120 千円	15 千円×許可病床数
	医科診療所（無床） 歯科診療所	60 千円	—
助産所		60 千円	—
薬局		60 千円	—
施術所（柔道整復）		20 千円 ^{※6}	—
施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）		20 千円 ^{※6}	—
歯科技工所		20 千円	—
普通公衆浴場		30 千円	—

※1 利用定員及び許可病床数は、令和 7 年 1 月 1 日現在とする。

※2 併設型短期入所生活介護は、本体施設で算定するため、基準単価は支給しない。

※3 短期入所生活介護は単独型及び併設型の定員、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は宿泊サービスの利用定員、（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームは軽費老人ホームの定員とする。

※4 （地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームについては、軽費老人ホームでのみ基準単価を算定する。

※5 一つの施設等において、2 種類以上のサービスの指定を受けている場合は、指定を受けているサービスの数にかかわらず、1 施設等あたり基準単価 20 千円及び加算額 20 千円とする。

※6 一つの施設において、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に基づく柔道整復又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に基づくあん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの複数を開設している場合は、開設している業務の種類・該当数に関わらず、1 施設あたりの基準単価は 20 千円とする。